

地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

〔最終改正 令和3.7.1 京都府警察本部訓令第15号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）に基づき、京都府警察に勤務する地方警務官（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。

2 職員の勤務時間等は、次の表のとおりとする。

勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
午前9時	午後5時45分	7時間45分	午後0時から午後1時まで

3 京都府警察本部長は、必要があるときは、前項に規定する勤務開始時刻、勤務終了時刻及び休憩時間を変更することができる。

(勤務時間、休暇等の手続等)

第3条 職員の勤務時間、休暇等の手続等については、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）の規定の例による。

(様式の種別)

第4条 職員の勤務時間、休暇等について使用する様式は、次のとおりとする。

- (1) 出勤簿（別記様式第1号）
- (2) 休暇簿（年次休暇用）（別記様式第2号）
- (3) 休暇簿（病気休暇用）（別記様式第3号）
- (4) 休暇簿（特別休暇用）（別記様式第4号）
- (5) 休暇簿（介護休暇用）（別記様式第5号）
- (6) 週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿（別記様式第6号）
- (7) 代休日指定簿（別記様式第7号）

附 則

この訓令は、平成21年5月11日から施行する。

別記

(様式第1号～第7号省略)